

令和5年12月吹田市公民館運営審議会議事録

開催日 令和5年12月19日(火) 14:00-15:00
場 所 吹田市教育委員会 第1会議室
出席者 (1) 委員 (敬称略。50音順)
亀田 和子、小寺 留一、佐中 義定、中山 安信、永井 忠孝、西尾 洋子
榎井 健、湯川 諭嗣
(2) 事務局
道場 久明 (地域教育部長)
北野 康子 (まなびの支援課長)、太田 美紀 (同課長代理)
田畑 千恵 (同主幹)、宮脇 淳 (同主査)、岡田 隆男 (同主査)
長谷 峻平 (同主任)
傍聴人 2名

1 あいさつ

2 公民館条例の一部改正について・・・事務局より説明

(事務局) 公民館条例の一部改正についてご説明させていただきます。まずは公民館の現行の業務について説明させていただきまして、そのあとまちなかりビング北千里の運営形態、そのあとに北千里地区公民館の現状と、条例を改正した後の話をさせていただきます。現在、公民館は市内に29館と1つの分館がございます。公民館の業務につきましては資料の赤の点線で囲まれている部分が主に管理の業務、青の点線で囲まれているところが主に主催講座の業務になっております。赤の点線で囲まれている管理の部分につきましては連合自治会の方に委託しておりまして、そちらで管理運営業務していただいているところでございます。その中の施設管理というところですが、例えば備品の管理や、施設の維持管理の業務になっております。事務経理は文書の收受や発送、事務費の執行というような業務をしていただいております。青の点線で囲まれている運営業務については、主に館長と企画運営委員の方が一緒に主催講座の企画等を行う業務になります。連合自治会から派遣されている事務員の方も一緒に行っていただいておりますが、主に館長が企画運営委員会議を開いて、企画運営委員さんを集めまして、そちらで企画と運営をしていただいているという業務になっております。以上が公民館の業務です。

まちなかりビング北千里に関しましては、資料にありますように、児童センター、公民館、図書館、という3つの機能を有した複合施設というところで、まちなかりビング北千里が昨年11月22日にオープンいたしました。複合施設による子育て、学びの拠点づくりをコンセプトにした施設になっております。この施設は、指定管理者制度を導入いたしまして、指定管理者の方に管理していただいております。まちなかりビング北千里の運営の形態について、基本的に指定管理者に管理運営していただいておりますが、図書館と公民館については、一部市職員が運営しています。公民館につきましては、主催講座の企画運営の方を市の職員である館長と館長補佐、企画運営委員の方で、企画運営をしていただいているところでございます。図書館につきましては蔵書の管理や資料の選定、レファレンス等を市の職員である司書の方で運営しているところでございます。

次に北千里地区公民館の運営形態の現状についてです。先ほど説明いたしました貸館業務やサークル活

動の支援、施設の維持管理といった公民館業務の中の管理業務の部分を指定管理者が担っております。今回の吹田市公民館条例の一部改正につきましては、管理業務に加えて運営業務も指定管理者に担っていただくことによって民間のノウハウを活用し、よりよい施設にしていくために一体的な運営をするということです。改正にかかるスケジュールとして、12月5日から1月10日までの期間でパブリックコメントを実施しております。その後、令和6年の2月の定例会で条例改正の議案を提出いたしまして、同年4月に改正後の吹田市公民館条例を施行という形で予定しております。公民館条例の一部改正についての説明は以上です。

(事務局) 今の説明に少し補足をさせていただきます。北千里地区公民館では、資料のように管理業務と運営業務を指定管理者と市職員が連携して行われており、その中の主催講座については企画運営委員とも連携しながら実施しておりました。現在、企画運営委員が1人を除いて全員辞任をされている状況になっております。また、地域から公募でなられた館長補佐も8月末で辞任されている状況でございます。現在、館長と新しい館長補佐で、毎月4つか5つ程度の最低限の主催講座を行っている状況でございます。地域ともご相談はさせていただいたところ、連合自治会の方から現在の指定管理の中で、発展的な問題解決を行っていただきたいということで、今回のご提案をさせていただいております。現在はまだパブリックコメントで皆様の意見を募集しているところですので、先ほどご説明いたしましたスケジュール案も含めて、ご意見をいただければと思います。以上でございます。

(議長) 今の説明を聞いて、何かありますでしょうか。

(F委員) 地区公民館の業務について、私ビル管を長年やっていたんですけど、施設管理というのは何か不具合が出たら公民館長が立案して市の方に届けをするっていうやり方だと思います。運営形態の一元化ということは運営業務の資料にある女性の事務員の方2人でやられるっていうことになるんですね。そうなると、例えば施設管理の建物の修繕とか、受け付け以外の事務などの運営業務をこの指定管理者2人で、館長とかその館長補佐がいなくても運営できるものなのではないでしょうか。

(事務局) 公民館の管理業務について、修繕はまなびの支援課へ依頼が来ますが、軽微な修繕等は公民館の方でもやっております。

(F委員) 新しい施設だといいいのですが、だんだん古くなると、建物っていろいろ悪いとことか出てくるじゃないですか。そういう場合に一番わかっているのは現場の公民館にいる人だと思います。今までは館長や館長補佐が立案して市の方に修繕をお願いしていたと思いますが、それを今度は資料のような女性事務員2人でそういうことができるのかどうかって僕聞いてるんですよ。

(事務局) 今回の条例改正は指定管理の方に一体的にお願いするという内容で北千里以外の28館は全く変わりません。

(F委員) 今までは館長や館長補佐が地区公民館の業務の施設管理を今までやっていたんですね。それをこの資料のように運営業務の今度指定管理者の2人でやるのかということを知っているんです。

(事務局) 北千里に関しては施設管理の部分を指定管理者へ任せているので、傷んだ備品や建物の修繕は、指定管理者の範囲内で対応していただいています。主催講座の企画運営の部分を市の職員である館長と館長補佐で行っていましたが、この部分を指定管理者の業務の中に入れていただいて運営していただくという説明をしておりました。他の28館の修繕に関しましてはおっしゃっている通り、館長や事務員さんが、まなびの支援課へご相談いただいて我々が出向き、必要であれば業者に依頼するという修繕をしています。ただ北千里に関しては、管理自体を指定管理者にお願いしておりますので、ある程度高額でない修繕に関しては、費用の中に入っていますので指定管理の会社の中で解決していただいております。

(F委員) ということはこのスタッフの運営形態以外に、指定管理の会社の中に建物管理のスタッフを抱えているということですか。

(事務局) その通りです。指定管理の会社の中には施設管理の部門や図書館の部門、児童センターの部門などの合同体のような形でやっていただいております。

(F委員) わかりました。それともう1点、連合自治会が関わる業務はどのようなものになるんですか。

(事務局) 連合自治会は施設管理や各種受付、事務経理の業務をしていただくために教育委員会と委託契約を結ばせていただきまして、委託料を自治会にお預けして事務員さんを2人雇用していただき、交代で勤務をしていただく形になります。賃料等に関しましては、私どもがお支払いしている委託料からお支払いしていただいているということです。

(F委員) 北千里以外の公民館はすべてこのような形態なんですか。

(事務局) その通りです。

(議長) ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

(E委員) 北千里地区公民館は地元なので、地域の様々な事情があることも知っています。北千里地区公民館は藤白台、青山台、古江台の自治会で担当していますが、どうしても足並みがそろわない状況になっています。今までだったら各自自治会が持ち回りで館長を選ぶ方法ができていたのですが、それができない状況になったからこういう話が出ていると思います。条例改正については良くないなっている部分もありますが、自治会同士が協力できない現状を考えると、こうせざるをえないのかなってというのが僕の率直な意見です。

(議長) どうもありがとうございました。他に何かありますでしょうか。

(B委員) 改正後の資料の図だと指定管理者しか表記されていませんが、館長や18名の企画運営委員も存在するわけですね。ということは、運営業務の担当が指定管理者っていうのはおかしいと思います。指定管理者は指定管理者でいいんだけどその中にある館長とか企画運営委員の姿がこの図の中には見えない。存在を無視しているんじゃないですか。これだったら館長とか企画運営委員を採用するのでいいんじゃないですか。この図でいくと新しく企画運営委員になる18名は私たちは何をしたらいいのということになりかねませんか。

(事務局) 表記の仕方があまり上手できてなくて申し訳ないです。もちろん公民館でするので館長を置かせていただきます。企画運営に関しましては地域の方々のご意見も入れながら主催講座等もやっていただきたいと思っておりますので、企画運営委員もこれまで通り置かせていただきたいと思っております。その業務も含めて指定管理の方をお願いして、同じように企画運営委員と館長を整えていただいて、主催講座の企画運営をしていただきたいというふうに考えております。

(B委員) 反対するものではないのですが、館長と企画運営委員はまなびの支援課からの指示が若干薄れるということですね。間に指定管理者が入るわけなので。

(事務局) 館長はまなびの支援課の課長の指示に基づいて館の運営を行うということになっておりますので、指定管理が入って薄まるということではなくて、指定管理の館長も私どもの運営状況の報告や運営方法などを直接ご協議いただく必要がこれからもございます。企画運営委員に関しましては、地域の声を反映する形で、指定管理の方々が地域の方の有志を集めていただき運営をしていただくことを考えております。

(B委員) 企画運営委員の募集はまなびの支援課が行うのではないのですか。

(事務局) 指定管理者が募集をかける形で想定しております。

(議長) ありがとうございます。公民館は地域の交流の場なので、学びの地域づくりの中心的な施設なのかと思います。地域の学習拠点として学ぶ必要があることと、学びたいと思っている市民が求めることに対応できるように講座なんかを実施していく必要があると思います。今の北千里の指定管理は公民館の使

用許可とか施設の維持以外に公民館、図書館、児童センターと連携して、子供から高齢者までの交流を考えた事業を、定期的を実施しているんですね。そういったことをやれる指定管理なので、今は直営で運営している公民館の講座の部分も含めて、一元化した方がスムーズに運営できるのではないかと自分は思います。この件についてはいろいろな声をもらいましたが、審議会として、今の市の方向でこのまま進めてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

4 その他

(1) 地区公民館の自習室開放について・・・事務局より説明

(事務局) 公民館での自習室開放の利用実績をご報告させていただきます。資料4ページの表にあるように、夏休み期間の7月21日から8月24日まで、11館で実施させていただきました。実施した館につきましては資料に記載のとおりです。利用人数につきましては延べ151名が自習に訪れたという内容になっております。自主室の開放をしている日程でも、毎回利用があるわけではなかったようです。特に利用が多い館につきましては一日に9人程度の利用がありました。この取り組みにつきましては子供の居場所を提供する大事な事業と考えておりますので、継続して冬期についても引き続き、全庁的に連携して実施しているところでございます。地区公民館の自習室開放については以上になります。

(2) 北千里地区公民館文化祭について

(事務局) 北千里地区公民館文化祭についてご報告させていただきます。昨年11月にまちなかりビング北千里がオープンしてから初の公民館文化祭を行いました。楽器の演奏やものづくりなど、北千里地区公民館で活動されているサークルさんの作品発表をメインに、事業者の方と連携して手づくりのクッキーやケーキを販売なども行いました。その様子の写真をスライドで映していきますので、ご覧ください。

(事務局より資料説明)

(3) 吹三地区公民館の建替えについて

(事務局) 資料の吹三地区公民館のイメージパースをご覧ください。現在建築工事が進んでおりまして、供用開始は令和6年の秋ごろを予定しております。前回の公民館運営審議会の場でもお伝えいたしましたが、公民館に隣接していたひまわり遊園の土地の一部を活用させていただいております。延べ床面積が330㎡以下の公民館を狭隘公民館としておりまして、現在その対策をしています。吹三地区公民館も狭隘公民館ということでありましたのでひまわり遊園の土地の一部を利用させていただいて、狭隘を解消した新しい建物ができるという予定になっております。

(4) 吹一地区公民館の建替えについて

(事務局) 同じ狭隘公民館で長い期間なかなか対策ができず、時間がかかっておりました吹一地区公民館の建て替えが決定いたしました。11月の議会に設計委託料をご提案させていただいております。この地区はなかなか大きな土地が見つからず、現地もかなり敷地が狭いため建て替え用地を探させていただき、旧西尾家住宅の道を挟んだところに候補地を購入させていただきました。吹田市の方針で新築の施設は複合化を検討するというようになっており、今回は吹一地区公民館と吹一地区高齢者いこいの間を複合化した施設を、建築させていただく予定としております。

(事務局) その他の報告案件については、今お話しさせていただきました吹一地区公民館の建て替えについてまでとなっておりますが、委員の皆様がいらっしゃるこの場をお借りしまして、情報共有をさせていた

できます。11月の議会の中で岸部地区にあります青少年クリエイティブセンターを今後リニューアルして、うまく活用していくとできないかという話が出ておりました。エリアの中には公民館もございまして、もし公民館に関わる部分が出てくるようであれば、この場をお借りして常に情報共有をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

(議長) ありがとうございます。何かご意見はありますか。

(B委員) 吹一地区公民館は複合でいこいの間が一緒になるということですよ。吹三もいこいの間と複合になるのでしょうか。

(事務局) おっしゃる通りです。

(議長) ありがとうございます。他に何かありますか。

(F委員) まず自習室開放の利用実績なんですけど。私が想像していたより少ないですが、山五は結構利用人数が多いですよ。この利用率の違いの理由がなぜなのかを分析していただいて他の公民館にも参考にさせていただいてもっと人数が増えてもらったほうがいいんじゃないかと思います。利用実績が増えるように、考えていただきたいなと思っています。それと北千里地区公民館の演芸発表会は毎月何日の何時から何時の間にやられたんでしょうか。それと吹三地区公民館は今ある公民館を解体してその跡地に建てるのでしょうか。吹一地区公民館は元の場所とは違うところに建てるってことですよ。吹三地区は場所の説明がなかったんで住所を教えてくださいたいです。以上です。

(事務局) 自主室開放の利用実績につきまして、山五では普段からプログラミング教室など子どもが公民館を訪れるような取り組みをされているので、この実績に繋がっているのかなとまなびの支援課としては考えております。委員がおっしゃるように、活用できる点や成功事例があるのであれば、公民館長会などで情報共有させていただいて、たくさんの方に利用に繋がればと思っております。

(事務局) 北千里地区公民館文化祭の日程につきましては11月4日と5日に開催されまして、演芸発表の時間は4日が11時から15時頃、5日が11時から14時頃まで行われました。

(事務局) 吹三地区公民館ですが、現地建て替えて住所は高城町19-7です。先ほどお伝えしましたように隣にひまわり遊園がございまして、狭隘対策として延床面積を広げるために、ひまわり遊園の土地の一部を利用して、敷地を広げております。吹一地区公民館に関しましては、先ほどお伝えしましたように、現公民館の敷地では狭隘の解消ができませんので、資料の地図でお示ししている場所に移転建て替えをさせていただきます。現公民館の住所は内本町3丁目19番です。移転先は内本町2丁目、敷地面積は広くなりますので、同様に狭隘の解決と複合化でいこいの間と一緒にさせていただきたいということです。

(F委員) 今の吹一地区公民館の解体後跡地はどうするのですか。

(事務局) 解体後に関しましては、除却の後に庁内利用を募りまして、庁内利用がございませんでしたら売却の方向で検討しております。

(E委員) 狭隘に近い話ですが、小さいのが悪いとか、多くの方がこない講座が悪いとか、さっきの自習室の実績もすごく少ないと思いますがそれでいいと思っているんです。なぜかという、多くの方が集まることだけがすべてじゃない。引きこもりだった子どもが公民館でやってる歴史のサークルの講座に行ってみて、そこから社会復帰していくっていうような話があったんです。大人数の中にいきなり入るのがしんどい子でも、1人2人しかいないような小さいところだから行きやすいっていう場面もあると思います。以前、吹田の29館という公民館数は多いという話がありましたが、僕自身はすごく少ないと思っています。なぜかという、地方に行くと100世帯もないような集落でも公民館ってありますよね。当然規模も違うし施設も違います。でもそこは狭隘だからこそ、いろんな人が集まって話ができたりする部分があると思うので、決して僕は狭隘が悪くはないと思うし、設備面の充実をしなきゃいけないとかっていうんじゃない

て、今あるものをうまく使っていくっていう発想さえすればいいんじゃないかなと。だから人を集めることに執着するのは、こういう事業の場合は考える必要がないのかなと思っております。以上です。

(F委員) 前回の運営審議会の際に公民館の予約システムについての話がありましたよね。ハード面の導入が10月か11月に終わって、11月12月にソフト面について館長さん事務員さんに指導していくって話があったと思います。今は12月ですがどの辺まで進んでいるのでしょうか。僕もiPadで見たんですけど、この予約システムができてないのは公民館のうちの3分の2がまだ導入されていないということがわかりました。公民館の館長さんに聞くと予約システムを使おうとすると様々なトラブルが発生して、大変だとおっしゃっていましたがそういうことは把握されているのでしょうか。それと館長さんの勤務時間に制限があるということを知ったんですけど、その制限の理由を教えてください。

(事務局) 予約システム導入の進捗状況ですが、令和6年度の予算を計上するために現在、情報政策室という部署と進めているところでございます。予約システムという言い方をしておりますが一足飛びにそこまですると、委員がおっしゃられたように現場の混乱を招きかねないので、まずは使える部屋の時間を見られる照会システムの利用を考えております。できるだけ現場でシステムを扱う館長や事務員の方が無理なく対応できるような形でサポートしていきながら、聞き取りもして進めていきたいというふうに考えております。現在のところは予約ができる状態は、令和6年度中にすぐに始まるというものではございません。以上です。

(F委員) 3分の1の公民館は導入しているんですよね。

(事務局) コミュニティセンターなど導入している施設はありますが、公民館ではまだ導入しておりません。

(事務局) 館長の勤務時間につきましては月36時間としておりまして、館によって講座の実施状況などが違いますので、朝から出勤される方やお昼から出勤される方など状況に応じて勤務していただいております。以上です。

(F委員) 月36時間の理由を教えてください。

(事務局) 令和2年度から地方自治法の改正で、会計年度任用職員制度というものが始まりました。これは吹田市だけではなく日本全国すべてです。公民館長のあり方としては市区町村いろいろあるんですけど、吹田市において公民館は市直営の施設ということで、非常勤職員であった公民館長が会計年度任用職員という立場になりました。基本的に公民館はその地域の実情に応じた公民館運営をしていただいておりますが、やり方によっては勤務時間が無制限になる場合もございますし、予算の範囲もございますので、ある程度状況を見て今の設定をさせていただいております。ただし36時間以上の勤務を認めていないわけではなく、状況に応じて残業代のような形で支給させていただいております。

(F委員) 一応36時間という枠は作っているけれども、必要があればさらに勤務することもできるということですか。

(事務局) そのとおりです。この件に関しては公民館長からも過去に様々なご意見をいただきましたが、財源の問題もございますので上限を設けさせていただいて、追加する部分については時間外勤務手当という形で支給させていただいております。

(議長) よろしいでしょうか。それではこれ以降は事務連絡となりますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

(議長) 委員の皆さん、貴重な意見をありがとうございました。事務局は委員の意見を、今後の公民館運営に生かしてください。最後に道場部長よろしく申し上げます。

(道場部長) 地域教育部長の道場でございます。本日は貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございました。本日はまず一つ目の審議案件として公民館条例の一部改正について、それ以降は報告案件として自習室の利用状況から、文化祭や吹三と吹一の建て替えについて報告させていただきました。もろもろご意見やご質問をいただきましたが、資料の体裁として基本情報が載っていなかったということについてまずお詫び申し上げます。自習室の利用状況のことで利用人数が多いこと少ないことについてご意見をいただきましたが、やはり自習室についてはある程度、その地域の他の施設の状況にも左右されますので、多い少ないは出てくるんだろうなというのをあらかじめ予測しておりました。いただいたご意見から今後どのように水平展開していくのか検討させていただきたいと思っております。公民館によっていろいろな状況がございますので、講座によって数が多ければいい、少なかったらよくないというご意見もいただきましたが、その通りだと思っています。現役世代にも来て欲しい、たくさんの方に利用して欲しいという気持ちがある上では、利用者が多ければ多いほうがいいと思っています。ただし講座によっては定員の設定次第で、多い少ないの判断分かれてしまう可能性があり、例えば社会的な課題になっているICT化が進んでいって、スマホで何でも手続きをしないといけないような状況の中で、社会的な課題に対する主催講座を検討していく必要もございます。必ずしも数の問題ではなくて、その時の時代背景であるとか、地域の状況に応じた講座の開催に取り組んでいく必要があるのだろうと思っています。それから最後に口頭での説明にありましたが、地域教育部で運営している青少年クリエイティブセンターという施設がございます岸部中地域に、光の広場という大きな運動場のような広場があります。この場所はものすごく広い割には、一部の地域や一定の時期しか使われていないという状況がありまして、市長が光の広場を中心としたこどもスポーツパークというものを公約として掲げられました。これが青少年クリエイティブセンターの施設の一部に該当しているということで、11月定例会議会で質問されたところです。この地域一帯の公有地や遊休地、普通財産を売ったり買ったり一つに集約するなどをしていく中で、岸部中地域のにぎわいの創出の一つとして、こどもスポーツパークを掲げておりますが、実際の規模や今後の計画期間などはまだ示されておられません。地域教育部だけでなく市全体の中でもまだ計画案も方針も決まってない状況です。岸部地域には地区公民館と高齢者いこいの家がありまして、複合化や建て替え整備など今後浮上してくる可能性がございますので口頭で説明させていただいたものでございます。それともう一つ、第二期吹田市教育基本振興計画という学校教育や地域教育、社会教育のことを含んだ吹田市の行政計画があります。5年間の計画で今の第二期の計画が令和6年度末までとなっております。次の第三期の計画を令和7年度から立ち上げようとしております。人生100年時代、健康寿命の延伸など現役で働いていた以降のライフスタイルが非常に重要な時代になってきましたので、ますます生涯学習の位置付けが非常に重要になってきていると思っています。そんな中でも特に公民館はその拠点ですので教育振興計画に今後の10年後、20年後を見据えた事業計画を盛り込んでいきたいと思っています。こちらについても適宜適切に審議会委員さんの皆さんに情報提供させていただいて、ご意見もいただきたいと思っております。ちょっと長くなりましたけれども、挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(議長) 道場部長ありがとうございました。次の開催は今のところ決まっていません。また案件が出ましたら、日程を調節してお知らせします。それでは本日の審議会を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。